

声明・資料

日韓法律家、東京・ソウル同時記者会見記録 (2019年12月23日)

文責・歴史認識問題研究会

1. 日本側記者会見(東京・弁護士会館)

岡島実弁護士の発言要旨

まず、この声明の作成経緯についてですが、昨年(平成30年)10月30日、韓国のいわゆる「元徴用工」と呼ばれる人たちによる慰謝料請求訴訟で、新日鉄住金に慰謝料の支払いを認める大法院判決が下されました。

この判決について、日本政府は「一九六五年日韓請求権協定の解決枠組みを根底から破壊するもの」との立場を表明していますが、私どもは、その日本政府の認識を共有するものです。この韓国大法院判決の内容を知れば知るほど、法律家であれば、同じ認識を共有できるものと思っています。

具体的に三点申し上げます。

第一点に、この韓国大法院判決は「日本の不法な植民支配による被害に対する慰謝料請求を認めた」という内容になっています。これは理論的に考えれば、全ての韓国人が何らかの形で日本に対して損害賠償請求できるという、由々しき内容のものであると理解できます。

二点目に、それだけではなく、韓国大法院判決で示された認識は、サンフランシスコ平和条約、日韓基本条約、日中共同宣言などの戦後処理の枠組み全てを揺るがす性格のもので、つまり、韓国だけでなく、他の諸国も同様の慰謝料請求をすることが理論的には可能になる、という内容の判決です。

現にアメリカでは、1999年から2000年にかけてPOW訴訟という裁判が起こされましたが、これは「サンフランシスコ平和条約によって解決済み」という判断が下されました。今回の韓国大法院判決は、その枠組みを被っています。

三点目に、歴史認識が正当ではないということです。この判決では、「日本の韓半島統治が全体として不法で反人道的であった」という見方を示しています。これは日本側からのみならず、韓国側から見ても一方的であり、歴史的事実に合わない認識です。しかも、今回の判決は、その歴史認識を裁判所が公権的に確定させるという意味を持つもので、学問研究の観点から見ても非常に有害な判決であると言わざるを得ません。

従って、この判決をまともに考えれば、少なくとも日本人の法律家であれば、誰も反対せざるを得ない内容であると思います。ところがご承知の通り、昨年来、日韓の法律家からこの判決を支持する声明が繰り返されています。韓国側の法律家が支持することはまだ理解できなくもありませんが、日本側からそういう声明が出ることは全く理解できま

せん。この判決の内容を正しく理解していない、としか思えません。

そのような中で、韓国側から、この韓国大法院判決に対する批判の声が、今年（令和元年）になってあがってきました。

まず、研究者の立場から、日本語訳にもなった『反日種族主義』という本が出されました。韓国語版が出されたのが7月、日本語版が出されたのが11月です。この書物では、韓国大法院判決で示された「不法で反人道的な植民地支配」という歴史認識に対して、学問的な立場から極めて有力な反論がなされています。一見、軽い装丁ですが、学術的にもしっかりとした裏付けを持った書物で、ぜひ多くの日韓の人たちに共有されるべきものと思います。

それに引き続いて、10月4～6日、西岡教授たちが主宰する「歴史認識問題研究会」が、韓国の金基洙弁護士を招いて「日韓国際シンポジウム」を、福岡、大阪、東京で開催しました。私は大阪のシンポジウムに出席しましたが、とても充実した、素晴らしい内容のシンポジウムでした。

その大阪のシンポジウムに出席した際、韓国の金基洙弁護士と意見交換し、何か声明のようなものが出せないだろうかという議論をしました。そして、これを具体的に進める上で大きくお力添えをいただいたのが、日本側の西岡教授と、韓国側の李宇衍博士でした。李博士も何度か来日し、日本のメディアに登場しています。このような経緯で、今回の声明が作成されるに至りました。これは、日韓のそれぞれの立場が反映された、日韓法律家の合作であると言ってよいと思います。

次に、声明の趣旨について説明します。

この韓国大法院判決を放置すれば、日韓関係は決定的な破局に至る恐れがあります。これは日本のみならず、韓国にとっても由々しき事態になるであろうと考えられます。もちろん日本側にとっては、先ほど申し上げたような重大な弊害がある判決ですので、絶対に受け入れることのできない、一ミリも譲ることのできない判決です。

唯一の解決策は、1965年日韓請求権協定の解決枠組みを尊重する、つまり、国際問題としては「完全かつ最終的に解決された」という解決枠組みを尊重することです。

そして今回、こうした韓国大法院判決を批判する立場で、日韓の法律家が初めて一致することができたという意味で、画期的な声明であると考えます。そして、この声明で示された立場に従って、我々は日韓関係の破局を回避し、日韓の友好関係を再構築する道筋をつけることができるのではないかと考えています。

2. 韓国側記者会見

金基洙弁護士の発言要旨

1965年韓日請求権協定は、1965年に締結した韓日基本条約とともに決められた付属議定書です。韓日基本条約の1条は、1910年の韓日併合条約を無効とすると、宣言しています。韓日併合条約の無効を日本から正式に確認を受けた条約が、まさに1965年の韓日基本条約です。その付属決定として結ばれたのが、1965年韓日請求権協定です。

1965年韓日請求権協定の効力が揺り動かされれば、韓日併合の無効が国際法的に世界的に認められた韓日基本条約の根拠さえも揺り動かされてしまう、国際的な危機状況に

なるのです。そして、この間、成し遂げてきた外交的成果が一日で、水の泡になってしまふ、そのような重大な危機だと考えます。

そこで、我々と考えを同じくする日本の法律家と共同声明を発表することになり、1ヶ月間、準備をしました。日本側では西岡力教授、韓国側では落星台経済研究所研究委員の李宇衍博士が、助力をして下さいました。この席を借りて感謝を申し上げます。

この声明は後日、歴史に残るものとなると考えます。2010年頃、韓日知識人100人共同声明がありました。韓日併合無効を再度確認する意味深い声明でしたが、残念ながらその韓日100人共同声明は、2012年の金能煥大法官（最高裁判事）の判決につながる背景になりました。結局は1965年の韓日請求権協定は韓日基本条約、併合条約の無効を宣言した歴史的な条約の付属文書であることを等閑視した判決になってしまったという結果について、私たちは再度、韓日基本条約を尊重し、併合条約が無効であることを主張するためにはこの国際条約を尊重しなければならない、という意味で、今日の声明発表に至りました。

韓日請求権協定を尊重せよという趣旨で今日、記者会見を行い、日韓共同声明を朗読しました。国際法教科書に国家承認ということがあります。大学1年で学ぶ国際法入門教科書に、です。国際条約を尊重する意思と能力があって、初めて国家として承認を受けられる、と明記されています。国際条約をまともに尊重することができなかった、朝鮮時代のみじめさが思い出されませんか。そのように問いたいです。条約は守られなければならない。それが法です。約束が守られなければならないように、条約も守りましょう。

なぜこのような判決が出たのか。我が国国民のみんなに注入されている、集団的記憶のためです。強制動員という集団記憶が大きな原因です。私は2012年の判決を下した大法院判事も2018年の判決を下した大法院判事も、善良な心を持って判決を下したと信じます。しかし、その集団記憶の間違った認識を私たちは長い間、持ってきたと申し上げたいです。

強制動員という認識の中で、公序良俗という言い方で法律の一般原則が後退させられました。公序良俗に反するという言い方で、管轄権問題も消滅時効問題も、すべての法的障害を突破して判決が出ました。これは我が国社会で、動員の歴史について間違っただけで認識している部分があったからです。これは今後、我々法律家よりも歴史家や知識人がこの部分について勇気ある発言をして、初めて解決する問題です。

高永宙弁護士の発言要旨

日本はわが大韓民国周辺の、唯一の自由民主主義国家です。国家安保のためには、日本と仲良くするしかないのです。なぜ、私たちが日本と仲良くしなければならないかが、北朝鮮の対南戦略、戦術を見れば理解できます。北朝鮮の対南戦略、戦術の一つに、冠の紐戦術というものがあります。我が国の安保を冠だと比喻するとき、韓日関係と韓米関係が両側の紐になります。韓米関係ではなく、韓日関係だけが切れても、冠は飛んでいってしまうのです。

安保は核心的な国益です。ですから、韓米関係だけでなく韓日関係もとても重要です。韓日両国民がこのように憎み合っているのは、到底、大韓民国の安保が無事ではないという事実を心に刻み、この声明に参加しました。

石東炫弁護士の発言要旨

韓日両国家には我が国国民が知っているように、1910年から45年まで心痛い歴史がありました。我が国国民として忘れることのできない苦痛の歴史がありました。1965年の韓日請求権協定を契機に韓日両国間に新しい関係をもたらし、それが今日の韓日両国間のさまざまな善隣友好関係の土台になったと考えます。また、大韓民国としては物質的に韓日請求権協定の資金によって、多くの経済的発展を成し遂げた側面があると思います。

日帝強占期のそのような歴史的感情と、現時点での両国間の軍事、安保、経済、社会、文化など様々な分野の韓日両国の交流関係は、明確に区分しなければならないと思うとき、そのように考えるとき、徴用労働者判決で両国関係が悪化していることは望ましくないし、直接我が国国民にとって、我が国にとって損失が多いということに、私は同感しています。

判決によって韓日請求権協定の根幹が揺らぐことは、我が国にとって望ましくないと考えます。そのような立場で韓日両国の弁護士たちが、法理的な面やそれ以外のさまざまな面で解決策を見つけ出そうとしたこの声明に、私は全的に同感し参加するに至りました。発展的な契機になることを望んでやみません。

高栄一弁護士の発言要旨

法律家の立場から韓日請求権協定を見れば、「賠償請求権」と「補償請求権」と分けていません。すべての請求権が「完全かつ最終的に解決されたこととなる」ということを確認しています。ですから、補償請求権はここにあてはまらないという主張は、恣意的解釈だとしかいかえません。したがって、我が国の大法院判決にはとても深刻な問題があります。

第二に、この請求権協定に関する紛争が発生するとき、まず外交的努力をしなければならないとされています。その外交的努力をする前に、司法府が司法的な解決をしてしまった。また、外交的努力を通じて解決できないときには、第三国仲裁をすることになっています。

ある人々は、第三国仲裁をすればあたかも大韓民国の司法主権が侵害されるかのようによくも言ってきたのも事実です。国際協定、条約において大部分、国際的仲裁をします。あるA国とB国の間で協定が結ばれたとき、A国ないしB国が一方的に解釈できるのは、ただ一つの場合だけです。すなわち戦勝国と敗戦国の場合です。我が国と日本は当事者として対等な関係なので、我が国でもなく日本でもない第三国によって客観的な場で解釈するために、第三国の仲裁をするようにされているのです。これは一般的に通用することです。

それにもかかわらずこれを大韓民国の中だけで解決しようとしたり、外交的努力を経ないで解決しようとする試み自体が、この協定に違反するものとなるのです。ですから、私たち法律家の立場からすると、今回の大法院判決が協定に明確に違背する判決です。この判決によって紛争が発生している状態で、もし国際的な仲裁に行く場合、国際法に違反しているので結局、大韓民国の国益に反する結果がもたらされるのです。このような憂慮

を土台にして、今回韓日の弁護士たちがこのように共同声明を発表し、これ以上韓日両国に害になる状況にならないようにと考えたのです。

朴仁煥弁護士の発言要旨

請求権問題から慰安婦問題に拡大すれば、ロシアのサハリン韓国人問題、長崎・広島原爆投下による朝鮮人被害など実際、多くの問題があります。それにもかかわらず2005年度に盧武鉉政府の時、1965年韓日請求権協定交渉の外交文書の公開がなされ、当時、民官合同委員会が作られ、現在の李海瓚^{ヘイサン}民主党代表が当時、国務総理として委員長になり、文在寅大統領が青瓦台民情首席秘書官として民官合同委員会の委員を勤めました。

そして調査結果報告書を国民に発表しました。その内容の中に、強制動員問題が1965年請求権協定に含まれているということを、当時の盧武鉉政府の立場としてはっきり明らかにしました。もう一度申し上げると、請求権資金3億ドルの中に強制動員被害賠償問題が含まれているとしたのです。

それで、盧武鉉政府の時、大韓民国政府として強制動員被害調査および支援委員会を作って、約10年間調査をして約6千億ウォン程度の経済的支援をしました。我が国国民たちはよく知りません。政府予算処理をするとき、兆単位ではないので6000億を使ったという事実について、だれも衝撃さえ受けていないのです。とにかく、6000億ウォンという政府予算、国民の税金で死亡者に2千万ウォン、負傷者、行方不明者、慰安婦まで支援しました。

次に慰安婦問題ですが、朴槿恵政府末期に慰安婦財団を日本政府の資金で作り、慰安婦一人あたり2千万ウォン支給しました。そのとき生きていらっしゃった慰安婦の大部分が受け取りました。

今になって、当時の李海瓚国務総理が与党代表になり、当時青瓦台に勤務していた文在寅氏が政権を握って大統領になり、政府の責任者になっているにもかかわらず、あたかもそのようなことがなかったかのように、根本的に韓日関係をふたたびひっくり返そうとしていることに問題があると思います。

韓日関係の将来を見通し、再び過去に戻ることはあまりにも望ましくなく、これからの将来を見ることに重点を置いて、このように韓日弁護士声明を出したのです。

この機会に申し上げたいことは、請求権協定で3億ドルの補償資金を受け取り、その資金から被害者に補償したことで、もし不足することがあるならば、日本政府に金銭的賠償な要求をする前に我が国政府が確認し、宣言したように、政府予算で支給することで、国際関係において道徳的優位に立てるということです。

例えば、中国の場合は日本と国交正常化をするとき、被害があつたにもかかわらず、70年代の国交正常化で日本政府に請求しないという条文をはっきりと入れました。そのとき、共産党政府の国家資金はもちろん余裕はなかっただけでなく、被害者が反対したにもかかわらず請求しないとしたのは、国家の自尊心だと思います。長い歴史を持つ国として、国を奪われたことをお金の問題に縮小できないと、自尊心に関する問題として扱ったのです。

西ヨーロッパでも多くの国が被害を受けましたが、ナチの被害に対しては財団を作って民間次元で、政府次元で補償をし、今になってドイツ政府に要求をしてはいないです。

今になって日本政府に要求するのは、我が国政府として正しくない態度です。道徳的優位という問題があります。

もっとも大きい法的問題があります。大法院判決でも個人請求権を議論しているが、根本的問題として消滅時効があります。少なくとも2012年大法院判決から、すでに7年が過ぎました。刑事においては、反人道的犯罪は時効がないということが最近、国際法の原理として受け入れられてきていますが、民事分野ではどのような請求権でも消滅時効がないということは、いまだ少数意見に過ぎません。厳密な意味では我が国の裁判所では、請求権を個人が行使することは、消滅時効が過ぎたと見るのが多数意見です。

そうであれば我が国政府が、個人と日本の関係に押しつけるのではなく、我が国政府が積極的に道義的に政治的に外交的に解決しようとその責任を担って、再び国民に合意を求めて、過去のように被害者支援委員会であるとか調査委員会をまた作るべきです。我が国政府は日本政府と我が国国民に任せるのではなく、主導的に解決に乗り出すことが、我が国の国益にも合致するのではないかと思います。